
七 宗 町 地 震 災 害 等 医 療 救 護 計 画

平成 2 8 年 1 1 月
(令和 7 年 3 月改定)
七宗町

第 1	地震災害等医療救護計画策定の目的	1
第 2	地震災害等医療救護計画の基本的な考え方	1
第 3	医療救護の対象者と実施期間	1
第 4	医療救護体制	2
第 5	保健対策	5
第 6	要配慮者対策	7
第 7	防疫対策	9

第1 地震災害等医療救護計画策定の目的

今後予想される南海トラフ地震等の災害による数多くの負傷者、被災者等へ保健・医療を提供するため、本計画を策定する。

第2 地震災害等医療救護計画の基本的な考え方

- 1 地震災害等による負傷者等の医療救護を円滑に行うため、地域住民、町、県及び医療等関係機関は役割分担を把握し、発災時には相互に連携のうえ、迅速に医療救護体制を確立するものとする。
- 2 医療救護体制の確立にあたっては、原則「岐阜県地震災害等医療救護計画」（以下「県救護計画」という。）及び七宗町地域防災計画によるものとし、詳細については、本計画に定めるものとする。ただし、災害時の急性期（おおむね発災後 48 時間）における医療救護活動については、七宗町災害救急医療マニュアルを別に定める。
- 3 町はあらかじめ締結した加茂医師会、加茂歯科医師会等との災害協定に基づき、災害時における関係機関の全面的な応援協力を得るものとする。
- 4 医療救護活動は、現行の救急医療体制等を活用し、県、関係団体等と連携を図りながら行うものとする。
- 5 この計画は、災害医療をとりまく環境の変化を踏まえ、適宜見直しを行う。

第3 医療救護の対象者と実施期間

- 1 医療救護の対象者
 - ① 災害により負傷した者
 - ② 継続した治療が必要な疾病を有する者

精神障がい者、難病患者のほか、人工透析を必要とする慢性腎不全患者、在宅酸素療法や在宅人工呼吸器を必要とする呼吸機能障がい者等の医療的ケア児者など、継続した治療が必要な疾病を有する者

- ③ 助産等の必要な者
- ④ 口腔機能管理及び咀嚼機能回復の必要な者
- ⑤ 避難生活等における感染性疾患のまん延や栄養不良、ストレスにより、心や身体健康状態が悪化した者
- ⑥ その他医療等を必要とする者

2 医療救護の実施期間

地震などの大規模自然災害における発災後の急性期（発災後概ね3日間。災害の規模によってはこれより長くなることがあり得る。）においては、負傷者等への応急救護が中心となり、亜急性期以降、中長期的には被災者の避難所生活の長期化、生活環境の悪化に対応する健康管理対策やこころのケア等が中心となる。

本計画の実施期間は、発災直後の負傷者等への応急救護から避難所等における被災者への保健・衛生体制の整備までを対象とし、被災地において概ね通常の保健医療体制が復元されるまでの間とする。

第4 医療救護体制

災害発生時における県、町及び医療等関係機関との連携については、次のとおりとする。

なお、被災地の状況は、時間と共に変化するため、ニーズに対応した医療救護活動が実施できるよう柔軟かつ速やかに対応する。

1 医療救護活動における町及び医療等関係機関の役割

(1) 町

救護所等の設置や地域住民に対する医療救護活動を実施する。

救護所の設置場所について、あらかじめ住民に周知を図るものとする。

(2) 医療等関係機関

医療等関係機関は、町の要請もしくは自らの判断により医療救護活動を実施するとともに、町が実施する医療救護活動に協力する。

2 町の医療救護体制

(1) 医療救護班の編成

被災地において医療救護活動を実施するため、加茂医師会の協力を得て医療救護班を編成する。医療救護班の組織は、医師、看護師、助産師又は保健師、事務職員等をもって編成する。

(2) 実施の方法

医療の実施は、災害の規模等により一定し難いが、概ね次の方法による。

ア 医療救護班の派遣による方法

被災現地において医療救護の必要があるときは、町本部は医療救護班を派遣する。

この場合、被災現地の施設を医療施設として利用することができる場合は、町本部は施設所有者等と協議して使用する。

イ 医療機関による方法

被災現地の医療機関（医療施設）によって医療を実施することが適当なときは、町本部は当該医療機関（医療施設）の代表者と協議して平常

時の取扱いに準じて実施する。

ウ 搬送

医療を要する者の搬送は、災害の規模等により車両及び資機材の確保状況を考慮し効率的に実施する。

重度・中等症患者等を救護病院へ搬送する場合は、できるだけ自主防災組織等により行うものとする。ただし、重症度が高く緊急を要する患者や自主防災組織等でも困難な場合は、町本部へ搬送要請を行う。町本部は、消防等への救急搬送を調整する。

また、広域搬送等による医療の確保が必要な患者が発生した場合は、町本部が県災害対策支部（保健班）と調整し、広域医療搬送拠点に搬送する。

エ 応援要請

町本部は、町内において医療救護の実施が不可能又は困難なときは、次の方法により他機関と共同して実施する。

- ① 医療救護班の報告その他により町本部は、県災害対策支部(保健班)にその旨を連絡又は報告し、応援を要請する。
- ② 連絡及び報告並びに応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。
 - ・ 医療救護実施の場所
 - ・ 対象者及び医療機関の状況
 - ・ 実施の方法及び程度（医療救護班何箇所派遣、何科何名入院等）
 - ・ その他必要な事項
- ③ 災害派遣医療チーム（DMA T）等の派遣要請

町本部は、必要に応じて、県災害対策支部（保健班）と要請内容の調整等を行う。

④ 医療ボランティアの受け入れ

町本部は、災害医療コーディネーターと連携し、国、県、日本赤十字社等の職員及びその他医療ボランティア等の応援を積極的に受け入れるための調整を行う。

（３） 医薬品等及び輸血用血液の確保・供給

ア 医療器具、医薬品等の確保

① 初期活動における医療器具、医薬品等の確保

救護所において必要な医療器具、医薬品等については、その施設の設備品等を用いるほか、医療救護班が携行する。

② 不足が生じた場合の対応

医療器具、医薬品等の不足が生じた場合は、速やかに町本部に必要な数量を連絡し、町本部は、県災害対策支部（保健班）に応援を要請する。

イ 輸血用血液等の確保

輸血用血液の供給の要請を受けた場合は、県赤十字血液センターに供給を要請する。

（４） その他

費用の請求等、保険制度等への切替、報告その他事務手続きは、岐阜県災害救助法施行細則等に定めるところによる。

第５ 保健対策

インフルエンザ等の感染性疾患のまん延、栄養不良、災害による心理的シ

ック、避難生活等による様々なストレスを抱える被災者への心身両面のケアが必要になる。

町は医療等関係機関と協力し、健康状態が悪化している者を早期に発見し、こころのケア、口腔健康管理、要配慮者支援、防疫等の必要な支援につなげるため保健活動を行う。

1 体制

町は県災害対策支部（保健班）と連携し、保健師を中心とした健康班を編成する。

2 活動内容

（１） 健康課題情報の収集及び提供

被災地の避難所や救護所等における住民のインフルエンザ等の感染症、高血圧や精神状況等の健康課題や被災状況の情報を収集し、県災害対策支部(保健班)、地区の医療等関係機関に情報提供する。

（２） 保健活動方針の決定

健康課題や被災状況を踏まえ、応急救護、防疫活動、要配慮者の安否・健康状態の確認等の支援内容、支援人員、支援場所等の保健活動方針を定める。

保健活動にあたっては、必要に応じて県に応援を要請する。

（３） 保健活動の実施

応急救護、防疫活動、要配慮者支援、生活環境の悪化に対する健康管理対策の保健活動は、保健師、管理栄養士等が「岐阜県災害時保健活動マニュアル」及び「災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」に基づいて行う。

3 こころのケア活動

保健活動の結果を踏まえ、要医療と判断される事例については、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣を県災害対策支部(保健班)へ要請する。

4 歯科保健活動

長期化が予想される被災者の避難生活の質を維持するため、岐阜県歯科医師会及び加茂歯科医師会の協力のもと、口腔衛生の維持、回復及び早期歯科治療につなげるため、歯科医師、歯科衛生士等で構成される災害歯科支援チーム（ＪＤＡＴ）による口腔健康管理の支援を行う。

5 母子保健活動

保健活動の結果、分べん取扱い医療機関への受診支援が必要な妊婦に対し、受け入れ可能な分べん取扱い医療機関の確保を県災害対策支部(保健班)に要請し受診を支援する。

第6 要配慮者対策

精神障がい者、難病患者のほか、人工透析を必要とする慢性腎不全患者、在宅酸素療法や在宅人工呼吸器を必要とする呼吸機能障がい者等の医療的ケア児者など、継続した治療が必要な疾病を有する要配慮者について、疾病の特性に応じた支援を行う。

1 精神障がい者への支援

精神障がい者等に対する医療のため、県災害対策支部(保健班)に対し、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣を要請する。

2 難病患者等への支援

(1) 難病患者・医療的ケア児者

ア 避難所や救護所等での診察・治療

保健活動により把握した難病患者・医療的ケア児者について、救護所、救護病院等において必要な診察・治療を行う。

イ 入院を要する難病患者・医療的ケア児者の受け入れ要請

避難所や救護所等での治療等の結果や、避難所や救護所等での電源を必要とする医療機器を利用する難病患者・医療的ケア児者への電源確保の状況を踏まえ、入院を要すると判断された難病患者・医療的ケア児者については、県災害対策支部(保健班)に対し、病院への受け入れ調整を要請する。

ウ 疾患に応じた必要な薬品の確保

救護所、救護病院等からの要請に基づき、疾患に応じた必要な医薬品を調達する。

調達が困難な場合は、県災害対策支部(保健班)に調達を要請する。

(2) 人工透析患者

ア 透析を要する患者の受け入れ要請

保健活動により把握した透析を要する患者について、県災害対策支部(保健班)に対し、透析実施医療機関への受け入れ調整を要請する。

イ 透析に必要な水、透析液、医薬品等の確保

医療機関の要請に基づき、透析に必要な水、透析液、医薬品等の調達する。

調達が困難な場合は、県災害対策支部(保健班)に支援を要請する。

第7 防疫対策

感染症の発生予防、まん延防止のため、次により防疫対策を実施する。

1 防疫用薬剤、資機材等の備蓄

防疫用薬剤及び資機材等の備蓄を行い、調達計画を立てる。

2 感染症対策

(1) 感染症予防指導

被災者に対し手指衛生、咳エチケット、換気等の指導を行うとともに、共用部分の定期的な消毒や入浴・洗濯施設の確保を行うなど避難所等における感染症予防を図る。

(2) 感染症患者への対応

感染症の疑いのある者について、避難所や救護所等で必要な治療を行うとともに、避難所内に専用スペースを設け他被災者の居住スペースとの分離を行うなど、感染症のまん延防止を図る。

なお、入院が必要な患者については、医療機関への移送を行う。

(3) 感染症発生状況及び防疫活動の周知

感染症が発生した場合、その発生状況及び防疫活動について、速やかに広報活動を実施する。

3 消毒

感染症の予防、まん延防止のため、必要に応じて感染症患者や建物等の管理者に対し、感染症患者のいる場所等の消毒を行うよう県が命令する。

感染症患者がいる場所等を感染症患者や建物等の管理者が消毒することが困難な場合は、町が行う。

4 ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症の予防、まん延防止のため、必要に応じて建物等の管理者に対し、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるネズミ族、昆虫等の駆除をするよう県が命令する。

建物等の管理者が駆除することが困難な場合は、町が行う。

5 予防接種等の実施

県から町に対し、予防接種を行うよう指示があった場合は、予防接種を実施する。

町が行うことが困難な場合は、県が行う。

また、避難所等においてインフルエンザがまん延した場合、必要に応じ、高齢者、慢性呼吸器疾患、代謝疾患等に対する抗インフルエンザウイルス薬の投与を行うよう指示があった場合は、予防投与を行う。町が行うことが困難な場合は、県が行う。